

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第26号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(免許証の記載事項の変更届出の手続)</p> <p>第50条 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出は、運転免許センター若しくは警察本部交通部運転免許課運転免許東讃センター（以下「運転免許東讃センター」という。）又はその者の住所地若しくは勤務地を管轄する警察署若しくは当該警察署の交番若しくは駐在所に行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有し、又は勤務地のある者が行う届出については、警察本部交通部運転免許課運転免許小豆事務所（以下「運転免許小豆事務所」という。）に行うことができる。</p> <p><u>2 前項本文の場合において、その届出に係る免許証が法第93条の2の規定による電磁的方法により記録が行われているものであるときは、交番（さぬき警察署長尾交番及び丸亀警察署多度津交番を除く。）又は駐在所においては、住所の変更に係る届出に限り取り扱うものとする。</u></p> <p><u>3 施行規則第20条第2項の規定により定める同項第1号に定める書類の添付を省略することができる場合は、公安委員会が同条第1項の届出書を提出した者に係る免許用写真の記録を確認できる場合とする。</u></p> <p>別表第1の2の2（第7条、第10条、第15条関係） 略</p>	<p>(免許証の記載事項の変更届出の手続)</p> <p>第50条 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出は、運転免許センター若しくは警察本部交通部運転免許課運転免許東讃センター（以下「運転免許東讃センター」という。）<u>に、</u>又はその者の住所地若しくは勤務地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う届出については、警察本部交通部運転免許課運転免許小豆事務所（以下「運転免許小豆事務所」という。）に行うことができる。</p> <p><u>2 前項に規定する届出をその者の住所地を管轄する警察署長を経由して行う場合は、当該住所地を所管区とする交番又は駐在所に提出することができる。</u></p> <p><u>3 前項に規定する場合において、その者の住所地が別表第1の2の2の左欄に掲げる警察署（小豆警察署を除く。）の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは、同表の右欄に掲げる交番に提出することができる。</u></p> <p>別表第1の2の2（第7条、第10条、第15条、第50条関係） 略</p>

誓 約 書	
年 月 日	
香川県公安委員会 殿	
申請者	名 称 代表者
④	
当法人は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。	
1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人	
2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人	
(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの	
(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	
(3) 集团的又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある者	
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの	
(5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者	
(6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

誓 約 書	
年 月 日	
香川県公安委員会 殿	
申請者	名 称 代表者
④	
当法人は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。	
1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人	
2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人	
(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの	
(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	
(3) 集团的又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある者	
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの	
(5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者	
(6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

誓 約 書	
年 月 日	
香川県公安委員会 殿	
申請者	住 所 氏 名
◎	
私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。	
1	18歳未満の者
2	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
3	禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
4	集団的又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある者
5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
6	アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
7	精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
8	駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

誓 約 書	
年 月 日	
香川県公安委員会 殿	
申請者	住 所 氏 名
◎	
私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。	
1	18歳未満の者
2	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
3	禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
4	集団的又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある者
5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
6	アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
7	精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
8	駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、平成20年1月4日から施行する。ただし、別記様式第16号の3及び別記様式第16号の15の改正規定は、公布の日から施行する。